



**12月4日～10日は
人権週間です**

国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日に世界人権宣言を採択しました。そして、1950年（昭和25年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日を「世界人権デー」と決めました。
日本では、毎年12月4日～10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及に努めます。

今現在も人権侵害が後を絶たず、いじめや虐待、インターネット上での誹謗中傷、企業等のハラスメントなどが問題になっています。本年も、全国的に人権啓発活動が行われますので、この機会に人権について考える時間をもち、「思いやりの心」や「かけがえない命」について考えてみませんか？

本町でも、人権擁護委員が広報活動などを行います。

特設人権相談について

近隣、職場内のトラブル、子どもや女性をめぐる問題など人権問題全般です。

人権擁護委員が相談に応じます

〔日時〕 12月5日（火）

午前9時～11時30分

〔場所〕 智頭町総合センター

*原則、毎月第一火曜日に開設しています



困ったら

一人で悩まず

行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国など役所の仕事や暮らしの不便について、「こんなことで困っている」、「相談先や制度が分からない」などの相談にお答えします。

〔12月の行政相談日〕

〔日時〕 12月7日（木）

午前9時30分～

11時30分

〔日時〕 12月19日（火）

午前9時30分～

11時30分

〔会場〕

ちえの森ちづ図書館

智頭町の相談員は

安住博幸さんです。

行政書士

無料相談会

相続、遺言、成年後見、農地転用などの相談を受け付けます。

〔事前予約が必要です〕

〔日時〕 12月21日（木）

午前10時～正午

〔会場〕

智頭町総合センター

〔予約・問合せ先〕

鳥取県行政書士会

☎085712412744



問合せ先

役場総務課

☎75-4111